

神奈川県環境基本計画の改定について

1 趣旨

- 神奈川県環境基本計画（以下「計画」という。）は、計画の中間年次である 2020（令和 2）年度に「計画の実現に向けた 5 年間で取り組む施策」（第 2 章）について、進捗状況等を踏まえて見直すこととしていたが、2020（令和 2）年度の見直しでは、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、当面施策の見直しは行わず、重点施策の数値目標の設定期間を 2023（令和 5）年度までに延長した。
- その際、次回見直しの際は、総合計画の見直しと整合を図るとともに、新型コロナウイルス感染症との共存を見据えた新たな社会状況等を踏まえ、第 2 章だけでなく、「基本的な考え方及び施策の方向性」（第 1 章）を含め、全面的な見直しを検討し、2023（令和 5）年度を目途に改定することとした。
- そこで、施策の実施期間の最終年度を迎える令和 5 年度に、第 1 章から第 3 章まで全体を通じた見直しを行い、計画を改定する。

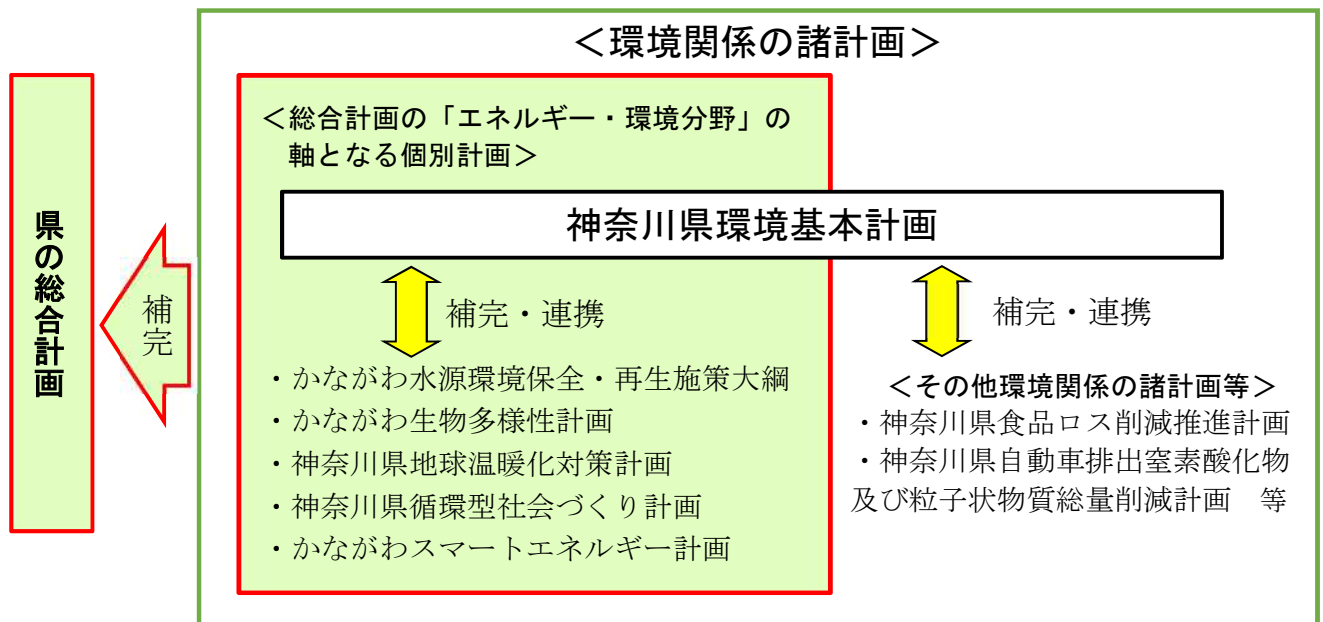
2 現状

(1) 現行計画の概要

- 本計画は、県における環境施策を推進する上での基本的な計画で、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、長期的な目標や施策の方向性等を定めている。

計画期間：2016（平成 28）年度～2025（令和 7）年度までの 10 年間
 ※ 第 2 章「計画の実現に向けて取り組む施策」の実施期間は、2023（令和 5）年度に終了する。
 10年間の基本目標：次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり

- 本計画は、総合計画における政策分野「エネルギー・環境」の軸となる個別計画の一つとして、総合計画を補完するものである。
- 環境関係の諸計画は、それぞれの分野の施策を計画的に推進することで環境基本計画を補完し、連携しながら環境の諸問題の解決を図るものである。



(参考) 現行計画の体系

第1章 基本的な考え方及び施策の方向 (波線部は、県議会による議決対象)

- 1 基本的な考え方 (計画期間や10年間の基本目標を記載)
- 2 施策の基本的な方向 (分野ごとに「これまでの取組・現状・課題」、「10年後のめざす姿」及び「施策の方向」を記載)
 - (1) 施策の分野1 持続可能な社会の形成
 - ア 地球温暖化
 - イ 資源循環
 - (2) 施策の分野2 豊かな地域環境の保全
 - ア 自然環境
 - イ 生活環境
 - (3) 施策の分野3 神奈川のチカラとの協働・連携
 - ア 人材・技術

第2章 計画の実現に向けて5年間で取り組む施策

(中柱ごとに具体的な施策展開について記載)

- (1) 持続可能な社会の形成
 - 中柱ア 地球温暖化への対応
 - (ア) 地域からの地球温暖化対策の推進
 - (イ) 再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進
 - 中柱イ 資源循環の推進
 - (ア) 資源の循環的利用の推進
 - (イ) 適正処理の推進
- (2) 豊かな地域環境の保全
 - 中柱ア 自然環境の保全
 - (ア) 生物多様性の保全
 - (イ) 水源環境の保全・再生の推進
 - 中柱イ 生活環境の保全
 - (ア) 大気環境保全対策の推進
 - (イ) 水環境保全対策の推進
 - (ウ) 化学物質対策の推進
 - (エ) 環境に配慮したまちづくり
 - (オ) 環境に配慮した農林水産業の推進
- (3) 神奈川のチカラとの協働・連携
 - 中柱ア 人材の育成と協働・連携の推進
 - (ア) 環境学習・教育の推進と基盤づくり
 - (イ) 環境にやさしい活動の推進
 - 中柱イ 技術力の活用
 - (ア) 環境を向上させる技術と産業の活用

第3章 計画の着実な推進 (進行管理方法や計画の見直しについて記載)

3 改定の基本的な考え方

- 本計画の策定以降、地球温暖化の進行や生物多様性の損失等の課題が継続している一方で、2050年脱炭素社会の実現やSDGsの達成をはじめ、新たな視点により取り組むべき課題も生じている。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会経済活動のあり方や生活様式の変革を迫られ、環境問題への対応を検討するに当たっても、その影響を考慮せざるを得ない状況となっている。加えて、ウクライナ情勢等の影響を受けたエネルギー価格の高騰やエネルギーの安定供給への不安も生じている。
- 改定に当たっては、こうした課題や変化に対応するとともに、これまで環境審議会による検証において挙げられている課題や議会からの意見等も踏まえ、計画の構成や施策を検討した上で全面的な見直しを行い、計画を改定する。
 - (1) 計画期間
SDGsの目標年次等を踏まえ、2024（令和6）年度～2030（令和12）年度までの7年間とする（予定）。
 - (2) 基本目標の設定
今後7年間の基本目標を設定する。
 - (3) 構成
 - ①計画期間、②基本目標、③基本目標を達成するための施策の基本的な方向性、④具体的な施策、⑤計画の推進体制で構成する。
 - ※ ①～③が県議会による議決対象となる。
 - (4) 数値による成果目標の設定と進行管理
計画の進捗や施策の効果の把握するため、主な施策の数値目標を設定する。
 - (5) 施策の見直し
社会状況の変化など、計画推進の前提となる諸条件に大きく影響する事情が生じた場合には、所要の見直しを行う。

4 手続

- (1) 県民意見募集
県民意見募集の実施に当たっては、県のホームページに掲載するほか、団体等の会議や行事等の機会を捉えて、広く参加を求める。
- (2) 市町村調整
市町村への意見照会を行い、市町村の環境基本計画等との調整を図る。
- (3) 県議会への報告
骨子案及び素案について、県議会に報告した上で、そのうち、計画期間、基本目標など、基本的な考え方及び施策の方向については、「神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例」第3条第1項に基づき、議決を得て改定する。

5 検討体制

(1) 神奈川県環境審議会等での審議

知事が神奈川県環境審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、審議会及び神奈川県環境審議会環境基本計画部会（以下「計画部会」という。）で審議を行った上で、審議会会長が知事に答申する。

(2) 庁内における検討

改定に当たっての庁内調整は、副知事及び各局長等で構成する「環境基本計画推進会議」及び各局企画調整担当課長等で構成する「環境基本計画推進会議幹事会」において行う。

6 今後のスケジュール（予定）

| | |
|---------|-------------------------|
| 令和4年12月 | 審議会に計画改定を報告 |
| 令和5年5月 | 審議会に諮問し、骨子案を審議 |
| 6月 | 県議会へ骨子案を報告 |
| 7月 | 計画部会で素案を審議 |
| 8月 | 審議会で素案を審議 |
| 9月 | 県議会へ素案を報告 |
| 10月 | 県民意見募集、市町村への意見照会 |
| 11月 | 計画部会で答申案を審議 |
| 12月 | 審議会に答申案を審議、審議会会長から知事に答申 |
| 令和6年2月 | 県議会へ改定議案を提案 |
| 3月 | 計画改定 |